



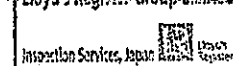
〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04835364 号-1

日本原燃株式会社 殿

2017年9月1日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長 吉村雅彦



2017年度 第1回定期監査 報告書 (その1) 安全・品質本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	2017年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その1) 安全・品質本部	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館	
監査実施日	2017年7月10日～7月11日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2017年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド (以下、LR と記す) は、日本原燃(株) (以下、JNFL と記す) に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、2003年の「プール水漏洩」事象に対する「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※)(以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、再処理事業部からの水平展開という位置づけでアクションプランに対応していました。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム(以下、「QMS」と記す)の対応状況、再処理事業部のミニ工場化による組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブル/不適合に対する改善活動等が代表的なものとして挙げられます。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認し、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査においては、安全・品質本部の保安活動における不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受け、その結果として、原子力規制委員会から報告徴収命令が発せられた経緯があります。これによって、JNFLが経営の最重要課題として全社をあげて是正措置等を迅速かつ確実に実行すること、並びに会社全体として実施する継続的な改善活動を進めるとの決意をされた状況に鑑み、LRとしてもこの事態を念頭に置いた上で監査に臨むこととしました。

2.2 2017年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを基本的な視点としました。

加えて、上述のごとく、保安検査において重大な問題提起がなされたことから、さらに保安活動に踏み込んだ監査とすべく、「各事業部、本部および室の保安活動が継続的に改善されている状況(特に安全品質本部、監査室は是正措置活動の実施状況を含める)」を主要な視点としました。

また、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」については、引続き監査対象としました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第1回定期監査の実施項目を表1に示めます。

表1 2017年度 第1回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他(教育・訓練、力量管理の状況等)	○

なお、前回までの監査結果で指摘事項がないので、フォローアップの対象はありませんでした。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査(現場監査を含む)を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとなりました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部門によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要です。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆ JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆ JEAC4111-2009 (日本電気協会) (諸活動の底流として)

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

安全・品質本部に対する監査実施項目は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、このたびの被監査部署は 3 部署でした。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における提言事項を添付 2 に、良好事例を添付 3 に、そして、監査日程と出席者を添付 4 に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」及び「観察事項」は観察されませんでした。なお、6 件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付 2 (提言事項) をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる 1 件の「良好事例」を添付 3 に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況

3 グループのそれぞれの品質目標から主要な日常業務をサンプリングして監査した結果、いずれのグループにおいても、全社的な重要課題として位置づけられている、「報告徴収命令に対する是正措置アクションプラン」に関連の活動項目が策定されており、目標達成に向けた活動が精力的に展開されている状況を確認しました。

また、個々の品質目標については、具体的方策、達成指標、目標達成時期などを明確にした上で対応されている状況より、全体的には品質目標達成活動に取り込まれた日常業務は効果的に展開されています。

(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況

保安活動の継続的な改善状況として、報告徴収命令に係る是正措置アクションプランでフォローが義務付けられた事項並びに自主的に策定した事項については、上記 (1) で述べたとおり、3 グループのいずれもが品質目標の活動項目として設定した上で精力的に展開されており、同アクションプランに対する真摯な取組み姿勢が随所に観察できました。引き続き、最終的な目標達成に向けた活動を推進すると共に、適切な保安活動を継続することで原子力安全の達成を確実なものとするを期待します。

(3) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューについては、報告徴収命令に対する是正措置アクションプランに基づき、従前の実施要領の改正が行われ、それに基づいた 2017 年度第 1 回臨時マネジ

メントレビューが適切に行われていることを確認しました。(2017年度第1回マネジメントレビューについては、現時点でとりまとめ過程にあるので、今回監査の対象としませんでした。)

一方、マネジメントレビューの9項目のインプット情報については、毎回、そのすべてを取り上げるのではなく、開催時期によってインプット情報を限定するプロセスを採用するなど、思い切った業務の効率化に取り組んでいる状況を確認しました。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

不適合管理の取り組みについては、3グループいずれも発生させた事象があり、サンプリングした範囲においては、不適合管理要領に基づき、すべての案件に対して不適合管理票がタイムリーに起票されており、不適合の除去、是正処置要否判断などを経て是正処置処理票に展開され、必要な是正処置が完了していること、並びに有効性レビューの結果が明確に分かるよう管理されております。また、いずれの事例においても処理に遅滞事象は観察されず、総じて不適合管理は適切に実行されていると見受けられます。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査については、2016年度分までについては、品質計画Gが定められた実施要領に基づき、全体的な監査計画の下、資格を有する内部監査員によって監査が実施されておりました。特に監査計画においては、報告徴収命令に係る是正措置状況の確認を含めるなど、当年度における関心事が監査項目として反映されており、形骸化の兆候は全く観察されません。また、必要に応じて、是正処置要求とそのフォローが漏れなく行われており、効果的な内部監査が展開されている状況を確認しました。

尚、2017年度から品質管理Gに担当が変わり、前任の品質計画Gが策定した監査計画が引き継がれましたが、内部監査に係る仕組みが整備されている状況下においては、監査員の力量の維持・向上によって今後の監査の質を高めることが期待されます。

(6) その他(教育訓練、力量管理の状況等)

教育訓練並びに力量管理の状況については、主要業務の実行状況や保安活動の継続的な実行状況を監査する過程で監査しましたが、特段の懸念される事象は観察されませんでした。

8. 終わりに

今回の定期監査は、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況などを通じて、JNFLが経営の最重要課題として位置付けた報告徴収命令への対応に注力して実施しましたが、被監査部署のすべての社員が一丸となって問題の解決に取り組んでおり、また、全社をあげての継続的な改善活動が精力的に進められている状況を観察することができました。

一方、報告徴収命令への対応策として、マネジメントレビューのインプットに係るセルフチェックシートの規定化や要領・細則などの見直しによる業務プロセスの改善、また、外部研修の受講による人材育成の強化などが行われており、個々の課題に対して真摯に向き合う姿勢は評価しますが、改善の結果として、管理・付随業務が増えることで実作業・実業務を行う方の負担感が増加する懸念への対処や、ISO9001主任審査員コースのように担当業務に対する受講の必要性に疑問を抱くコースがあるなど、個々の改善策の影響度評価や妥当性について再考の余地が感じられました。

元来、マネジメントシステムは、JEAC4111などの適用規程の要求事項及び法令・法規制要求事項を満たした上で、組織として確実で、無理・無駄なく仕事ができるものでなければなりません。JNFLにおいては初期段階の各種トラブルを起点に、日常業務で発生の不適合やその他のトラブルによって、様々な再発防止対策を組み入れられており、それに留まらず、不適合状態の流出防止策や未然防止策なども多く盛り込まれた経緯があることから、結果としてマネジメントシステムを構成している各種の業務プロセスが緻密で複雑になり、それが災いして間違いが生じ易い側面があると捉えることができます。

品質マネジメントシステムの有効性の改善とは、やるべきことを充足するだけでなく、可能と判断できるものは、システムの単純化・簡素化について積極的に取り組むことでもあります。このシステムの単純化・簡素化とは、手を抜くとか、楽をすると言う発想ではなく、大事なところは緻密に、大丈夫なところは簡素にするなど、マネジメントシステム上でのメリハリをつけることに狙いがあります。この発想を持つことでシステムの限りない肥大化を抑制することができ、ヒューマンエラーの誘発やチェック機能の形骸化などのリスク軽減に寄与すると考えられます。

その観点でマネジメントシステムの原点に立ち戻り、システムを可能な限り単純化し、使いやすく、しかも間違いを起こしにくいものに変えて行く段階に入ったのではないのでしょうか。

特に、JNFLは、電力会社を始め外部企業との人的交流が盛んに行われていることから、多様な考え方を共有できる強みがあり、これからのJNFLに相応しい品質マネジメントシステムの再構築に向けて、その強みを大いに活用できるのではないのでしょうか。

おわりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04835364号-0)に記載するので、ご参照ください。

以上

2017 年度 第 1 回定期監査結果

(安全・品質本部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応しています。

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全・品質本部 品質保証部 品質計画グループ	
監査実施日	2017年 7月 10日	Ta
<p><u>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <p>◆報告徴収命令に係る是正措置アクションプランに基づき、全事業部の保安検査終了後10日以内にマネジメントレビューを実施するようルールが改善(資料①)され、これに基づいた実運用が展開されていることを記録(資料②)で確認しました。なお、添付2の提言事項1を参照ください。</p> <p>◆マネジメントレビュー要領の見直しにより、定期的開催分のインプット情報については毎回、9項目すべてを網羅するのではなく、開催時期によってインプット項目の選別をすべくマネジメントレビュー関連業務の効率化が図られております。なお、添付2の提言事項2を参照下さい。</p> <p>◆2016年度の活動を踏まえて2017年度の品質方針が策定され、品質保証大会(資料③)において全社員及び協力会社に対して徹底されています。また、品質計画Gにおいては、毎日の朝礼時に品質方針の唱和を励行しており、更に徹底付ける活動が展開されております。</p>		(参照文書・記録等)
<p><u>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</u></p> <p>本項については、上記(1)の報告徴収命令への対応に係る活動状況と重複します。</p>		
<p><u>(3) マネジメントレビューの実施状況</u></p> <p>◆マネジメントレビューの実施要領については、前記の報告徴収命令に基づく見直しによって最新の状態になっており、その改正後に実施された2017年度第1回臨時マネジメントレビューについては、上記要領に基づいて適切に運用されていること(資料②)を確認しました。</p> <p>◆2016年度第4回目のアウトプットについては、その後の具体的なアクションに結び付けやすい内容(資料④)であることを確認しました。</p>		
<p><u>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</u></p> <p>◆2016年度第3回マネジメントレビューに係るインプット情報の項目漏れに対する不適合については、定められた要領に基づいて不適合管理表(資料⑤)及び是正処置処理表(資料⑥)がタイムリーに起票され、適切に処置(資料⑦)されていることを確認しました。本不適合案件については、特に不適合処理の遅延現象は観察されません。</p>		
<p><u>(5) 内部監査の実施状況</u></p> <p>◆品質計画Gが実施した2016年度の内部監査(資料⑧)については、定められた要領(資料⑨)に基づき、資格が付与された内部監査員(資料⑩)によって完了していることを報告書(資料⑪)などによって確認しました。</p> <p>◆監査の実施に際しては、報告徴収命令に対する是正措置アクションプランに関連の監査項目を設定するなど、当年度でフォーカスすべき事項が反映され(資料⑫)ており、時宜を得た内部監査が実践されていることを確認しました。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>報告徴収命令に基づく対応として、マネジメントレビューを適切に機能させるべく改善を行う過程で、これを不適合として厳正に処置されており、かつ、内部監査においても保安検査関連にフォーカスするなど、全社的な重点課題として取り組まれている活動状況は良好です。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全・品質本部 品質管理グループ	
監査実施日	2017年 7月 10日	Yo
<p>(1) 品質目標に取り上げられた主な活動が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <p>今年度の品質目標（資料①）は、報告徴収命令に基づく報告に対する是正処置の完遂という安全・品質本部の大きな目標の一部を担っているものと、それ以外に大別できます。</p> <p>i) 「不適合管理において5W2Hを明確にし、不適合管理、是正処置、予防処置を確実に実施する。」を掲げ、改訂された「不適合管理要領」（資料②）は内容の充実が図られ、関連帳票は5W2Hが記載し易い様式に工夫されています。</p> <p>ii) 「濃縮事業部の保安活動が適正化されていることを確認する。」を掲げ、本部員一名を濃縮事業部に常駐派遣し日報での報告を受けています。また、保安活動適正化に向けた活動の評価については、月に2回開催される「安全・品質改革委員会」へ報告がなされています。</p> <p>iii) 発生した不適合については、「不適合管理・是正処置管理台帳」（資料③）で進捗管理をしています。処理が起票より2週間以上の遅れが発生した場合は、該当欄を赤く塗り潰した管理台帳を掲示し、遅れの見える化が図られた結果、処理遅れが大幅に減少しています。</p>		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>本項については、上記(1)でサンプリングしたi)～iii)と重複します。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>当グループは、マネジメントレビューの事務局業務は無く、本項は該当ありません。</p>		
<p>(4) 不適合管理の取組み状況</p> <p>i) 第1回保安検査で確認された「集積RCA対象調査の未実施事象」を不適合としてとらえ処理されています。集積RCAスクリーニング評価結果がまとめられ、不適合検討WGでの審議を経た結果、不適合検討WG議事録(資料④)に当該評価結果が添付されていることが明記されています。なお、添付2の提言事項3をご参照下さい。</p> <p>ii) 不適合に至るか分からないような事象をノミネートした「事象発生リスト」が作成され、不適合の蓄の状態からの先取りに努力されていることを確認しました。</p>		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>i) 本年度より内部監査の事務局業務が品質計画グループから移管され、前任の品質計画グループが作成した「2017年度 監査計画」（資料⑤）を基に、9月に内部監査を実施する計画を確認しました。監査の実施前に「内部監査要領」（資料⑥）を7月末までに見直し、8月に内容の調整を終了して、9月からの監査に備えることも確認しました。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>品質管理グループは、社内で発生した不適合、保安検査の指摘事項、社外のトラブル情報等を水平展開し各事業部との情報の共有化を図り、情報伝達と調整業務を担っています。また、本年度より内部監査の事務局業務が加わり、新たな業務展開が期待されます。別途提起の提言事項を除いては懸念するものではありません。</p>		

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	安全・品質本部 安全推進部 安全計画グループ	
監査実施日	2017年 7月 10日	Ta
<p>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆報告徴収命令への対応として、役員の品質保証に関する集中講義、事業部管理職の審査員コース研修、並びに社外専門家による実践的研修が計画(資料①②③)され、実施されていることを確認しました。 ◆上記の各研修においては対象者が特定されており、受講者に対する証明書(資料④⑤)などによって適切に研修が行われていることが明確になっています。今後も継続的に残った対象者に対する研修が計画されており、全体として進捗過程にあることを確認しました。なお、添付2の提言事項4及び5をご参照下さい。 ◆検査制度の見直しに向けての実施体制構築については、関連法の施行規則が発令前により、具体的な活動を進めにくい状況にあるものの、検査制度見直しに係る社内検討体制を構成するグループ毎の推進リーダー選出や、廃止措置実施方針の検討など、資料⑤により可能なものから着手していることを確認しました。 		(参照文書・記録等)
<p>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</p> <p>本項については、上記(1)の報告徴収命令への対応に係る活動状況と重複します。</p>		
<p>(3) マネジメントレビューの実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p>		
<p>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サンプリングした不適合事象(品質目標設定の遅延)については、不適合管理票(資料⑥)が起票され、是正処置として、品質目標の管理要領(資料⑦)に目標の設定期限が明確になりました。また、2017年度分については、この要求事項に基づいて実施されており、かつ、その有効性レビューが完了していることを資料⑧で確認しました。 ◆報告徴収命令を受けて是正処置のみを安全計画グループが対応(資料⑨)することになった「品質マネジメントシステムの機能不全」についても、社達並びに安全・品質本部員の心得(資料⑩)によって役割及び責任の明確化が行われたことを確認しました。なお、添付2の提言事項6をご参照下さい。 		
<p>(5) 内部監査の実施状況</p> <p>事務局部門ではないので、監査の対象外としました。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>報告徴収命令に基づく対応として、経営層や事業部の管理層などを対象とした、品質マネジメントシステムの理解を深めるため各種研修を推進し、また、安全・品質本部員の業務遂行の拠り所となる心得を発信するなど、支援業務が適切に果たされていることが観察されました。</p>		

監査における
提言事項

・提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものです。採否については、被監査者に一任されます。

<提言事項>

1	マネジメントレビューのアウトプット
関連部門	品質保証部 品質計画グループ
<p>「2017年度第1回臨時マネジメントレビューの結果及び記録(案)」において、アウトプット(2)及び(3)が「-」で表示されていますが、JEAC4111-2009の5.6.3項では、マネジメントレビューのアウトプットには、3つの事項に関する決定及び処置を含めることが要求されていることから、どのように決定したのかが分かるように記載しては如何でしょうか。</p>	
2	業務手順変更時の影響度評価
関連部門	品質保証部 品質計画グループ
<p>マネジメントレビューの開催時期に応じて、インプット情報を限定的にする業務の効率化が行われましたが、そのためにレビューの対象とすべきインプット項目を誤って漏らしてしまう不適合が発生しました。これに関連し、業務処理手順を変更する場合は、変えたことによって生じ得る新たな問題(リスク)の有無について確認し、問題発生の可能性があると判断された場合は、確実にその歯止め策を織り込むことを検討されては如何でしょうか。</p>	
3	議事録に添付する図書の位置づけの明確化
関連部門	品質保証部 品質管理グループ
<p>議事録に添付する図書については、文書番号・作成年月日・審査承認等がなく、この文書が添付から外され一人歩きする場合がないか懸念されます。 添付図書には、例えば「第〇回 ××議事録 添付図書」等を明記し、図書の位置づけの明確化を検討されては如何でしょうか。</p>	
4	外部研修受講の在り方
関連部門	安全推進部 安全計画グループ
<p>品質目標の「報告徴収命令に基づく報告に対する是正措置の完遂」において、各種の外部研修が実施されておりますが、例えば、ISO9001主任審査員コースについては、品質マネジメントシステムの理解度を向上させる観点では有効であるものの、受講日数や受講料に係る負担感が顕著であり、また、主任審査員としての力量を備えさせる狙いがあるなど、日常業務に直接関わりが無いものが含まれています。受講目的に対する適切性・妥当性の観点で、真に必要なか否かについて検証しては如何でしょうか。</p>	

5	外部研修受講後のアクション
関連部門	安全推進部 安全計画グループ
<p>品質目標の「報告徴収命令に基づく報告に対する是正措置の完遂」において、いろいろな階層の方が各種の外部研修を受講されておりますが、受講したことを何らかの形でその後の活動や行動に活かすことが肝要です。例えば、役員が品質保証に関する集中講義を受けた結果、ご自身は品質保証に対してどのように取り組むか等について決意表明することは、安全・品質本部全体の品質意識の向上に役立つのではないのでしょうか。</p>	

6	有効性評価の対象の選別
関連部門	安全推進部 安全計画グループ
<p>社達や心得の発行に対して有効性評価を行うようにしておりますが、一般的に有効性の評価は、計画された結果の達成度を評価することを言います。その観点で、社達や心得などは「計画」と見なすことが容易ではありません。有効性評価の対象について選別することを検討されては如何でしょうか。</p>	

監査における 良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	マネジメントレビューに係る業務の効率化
関連部門	品質保証部 品質計画グループ
<p>各種の改善活動においては、例えばチェックリストを新たに制定するなど、現状よりも何かと管理付随業務が増加している中で、マネジメントレビューのインプット項目を開催時期に応じて選別する工夫が取り入れられました。このような発想を持つことは、限られた資源（要員）で業務を遂行する観点で評価に値します。</p>	

2017年度 第1回第三者定期監査出席者(安全・品質本部)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	10	月	9:50	10:15	0:25	安全・品質本部	全被監査部署		H1 401 会議室
			10:20	11:55	1:35		品質計画 G		
			13:20	14:50	1:30		品質管理 G		
			15:10	16:40	1:30		安全計画 G		
	11	火	11:30	12:00	0:30		全被監査部署		H1 201 会議室